

博士論文審査報告

論文題目：放送メディアの経済史 ―戦時・戦後のメディア統制から民間放送へ―

学位申請者：石川 研

審査委員：武田晴人（主査）、加瀬和俊、岡崎哲二、谷本雅之、中村尚史

審査委員会：2010年2月21日

口述試験：2010年2月21日

本論文は、「高度経済成長の内需拡大に寄与したテレビ受像機の普及を説明するうえでコンテンツの消費という使用価値の視点が重要であることを主張するため、民間放送の担い手のあり方を規定した戦時・戦後のメディア事業を検討するとともに、コンテンツ制作および配給システムが既存のメディア事業の利害を包摂しながら実現したことを明らかにすること」を課題としている。

あらかじめ構成を示すと、以下の通り。

はじめに

第1部 民間放送(ラジオ)―戦前の経験と継承―

第1章 満州国の放送事業―満州電信電話株式会社の実態と経験の継承―

第2章 戦時・戦後期のメディア統制と民間放送―電通の広告专业化を中心に―

第2部 民間放送(テレビ)―媒体価値の形成―

第3章 テレビ放送の制度基盤の整備

第4章 コンテンツ制作システムの整備

第5章 コンテンツ配給システムの形成

おわりに

まず本論文の構成に従って主要な論点とこれについての著者の貢献を明らかにし、その上で審査委員会の評価を記すこととしたい。

本論文の「はじめに」において、著者は、「『家電の三種の神器』に代表される耐久消費財の普及はいかにして実現したのか」という疑問から出発し、その際に製品価格が重要な要因となることを認めた上で、それだけでなく、「耐久消費財に備わる使用価値」が「その普及を説明するうえで重要」であるとの視点から、テレビ受像機についてみた場合には、その使用価値を決定づけるのが放送番組の内容(コンテンツ)にあるとの問題意識に沿って、上述の研究課題が設定されていることを明らかにする。そこでは、民間放送が広告収入を事業財源としていること、そのために広告主を見出しうるような良質で視聴率の高いコンテンツが求められること、従って、民間事業としての成立の基盤にはコンテンツの選択と制作が極めて重要な意義を持つと考えられている。

続く第1章「満州国の放送事業」では、満州事変後、日本の軍部による占領地域の電気通信施設の復旧調査を起点に、満州国建国後にはその事業主体として満州電信電話株式会社(MTT)が設立され、同社が放送事業を兼営したことに注目し、民族構成に応じた二重

放送を実施したこと、また、広告収入が重要な事業財源と想定されていたことが指摘される。もっとも、二重放送の展開は十分ではなく、また、放送網を整備拡充したとはいえ、農村部への放送普及策は適切な放送内容が選択されなかったために十分には機能せず、聴取者層は都市部にとどまったこと、広告収入による財源確保も統制の拡大の中で形骸化したことなどの点でその事業展開には限界があった。

著者がこのような限界をもつ MTT の放送事業に注目するのは、放送広告業務が戦後の民間放送との関連で注目されるだけでなく、戦後の民間放送の起業過程で必要となるさまざまな放送運営全般にわたる職能(アナウンサー、放送機器の操作、番組編成、番組制作、営業など)の経験者を生んだことにあった。

この継承関係に係わって、第2章「戦時・戦後期のメディア統制と民間放送」では、このような経験者を積極的に採用してプールし、人材として供給することになった日本電報通信社(電通)の役割に注目する。電通はまた、MTT が十分な経験を積み得なかった広告事業についてのノウハウを提供することによっても民間放送の形成に重要な役割を果たした。それだけでなく、広告専門の企業としての地位を確立していく過程にさかのぼると、戦時から戦後にかけてのメディア統制の展開のなかで作り上げられた「一県一紙体制」という戦後の新聞事業のあり方にも電通は深く関わっていたこと、そして、そこで誕生する地方ごとの新聞社が各地域での民間放送の担い手となることなどが、重視される。すなわち、広告専門企業となった電通は、政府の民間放送計画への参画を踏まえ、戦後の経営目標に民間放送の実現を掲げて経営資源を投入していったのであり、その過程で上述のような MTT 出身者を集め、各地域の放送事業計画に人材等を供給する役割を果たしたとされる。

続く、第3章「テレビ放送の制度基盤の整備」では、テレビ放送の全国的な展開の基盤となった制度的な枠組み設計がいかなる方針で進められたかが明らかにされる。それによると、民間放送の置局方針ではその人的資本的構成が地域に密着していることが重視されたこと、これに対応して、各地の新聞社が、戦後の統制解除後に本格化すると予想された中央紙との競争再開にむけて、民間放送を重要な補完事業と認識していたこと、電通が新聞社を民間放送の担い手とすべく開設を支援したことが指摘されている。こうして実現した民間放送はテレビ放送が始まると、ラジオ放送の経営実績に基づく兼営のメリットを主張して競願申請を行い、民放テレビの全国展開と多局化の起点となったという。

第4章「コンテンツ制作システムの整備」では、1953年に関東地区で始まったテレビ放送が、その後、政府の置局政策にしたがい普及の重点地区となる7基幹地区を起点として全国的なテレビ局の開設に結実したこと、その過程で地域免許である民間放送の間に固有の取引関係を生むことを通して全国的なテレビ網が形成されていくことが示される。著者がこの過程で注目しているのは、テレビ放送のコンテンツ制作には多額の制作費と設備が必要となるため、このコンテンツ制作能力が関東地区のテレビ局に集中したことである。この条件のために発生するコンテンツ取引関係が、制作能力をもつキー局と地方局との関係を規定することになった。

もっとも、制作を担うべきキー局といえどもコンテンツ制作能力は十分でなかったため、国内スタジオ(国内大手映画制作会社)に協力を要請し、上映済みのコンテンツの提

供を受けた。しかし、急成長するテレビ放送が無視できない存在になるにつれ、国内スタジオはテレビ局へのコンテンツ提供を拒否するようになったため、これをきっかけにテレビ事業ではコンテンツの輸入が積極的に進められることとなった。

こうした始まった輸入コンテンツの活用は、初期のテレビ事業の制作能力不足を補完したばかりか、その内容が視聴者を惹きつけたことでテレビ受像機の使用価値を高める効果を果たした。この輸入コンテンツの利用を支えた制度的枠組がテレビ用外貨割当てであり、高いクオリティーの輸入コンテンツを低コストで使用できるようにすることで、視聴者の要望に応える番組編成が実現した。ここに、テレビ受像機の普及を説明する要因の一つがあると考えられている。

第5章「コンテンツ配給システムの形成」では、こうして提供されることになった良質のコンテンツについて、その配給システムの構築過程が検討される。そこでは、マイクロ回線の供給制約などの技術的な条件もあって、地方局がコンテンツ取引のコアとなるネット関係を特定キー局との間で決定する自主性を有していたこと、そのため地方局に有利な条件下で長期相対的な連携が強められたこと、そうして作り出される連携関係に基づいて、1960年代半ばに放送休止時間のない全日放送が達成され、民放テレビがマス・メディアとしての媒体価値を確立したとされている。

本論文は、放送メディアという経済史の研究では手薄であった対象領域に踏み込んで、限られた資料を駆使しながら「戦前から戦後の経験の継承」に注目しつつ、高度成長期のテレビ事業の隆盛の要因に迫ろうとしたところに特徴がある。

口述試験によって明らかになったことであるが、放送事業に係わる企業の情報の開示が十分でないために、その企業活動の実態に迫ることは資料的な困難が伴う。そうした中で、社史や業界の資料を発掘し、これをもとに自らの関心に従って、独自の主張を展開したことは評価に値しよう。なかでも、MTTの事業内容に関する事実発見、民間放送事業の形成過程で果たした電通の役割、テレビ事業を支えるコンテンツ制作に関する国内スタジオとの関係の変化、輸入コンテンツの役割の大きさ、ネットワーク形成過程での地方局の対応の自主性などを指摘したことは、メディア事業の経済史分析という未開拓の研究分野に挑戦した本論文の貢献とみることができる。

そのような評価の反面で、本論文では十分な論証が尽くされていない論点が残っていることを指摘しなければならない。資料的な限界があることは承知した上でもなお、第一に、著者が強調する「使用価値」という視点が、テレビ受像機の普及を説明する要因の一つであることが十分に論証されたとはいえない。初期のコンテンツを特徴づける輸入コンテンツが良質な作品群であるが故に、視聴者の要求に応えるものであり、それを「見たい」という要求がテレビの購入の動機となった」というのであれば、この点について、もう少し立ち入った検討が必要と思われる。第二に、戦前との継承関係についても、このような視点から見たときには、番組内容の如何が普及（この場合はラジオ放送であるが）の鍵を握るというような経験の戦前から戦後への継承が探求されるべきだろう。しかし、本論文で戦前の経験として重視されるのは広告であり、その媒体としての戦後のテレビの位置については、いくつかのナショナルブランドを持つ企業の広告戦略との関係がふれられるだけである。第三に、そうした広告主からの収入が事業収入としてどのような意味を持った

のか、あるいは、地方局との連携関係の形成にどのような影響を与えたのかを論ずる必要もあるだろう。第四に事業遂行能力という意味での経験の蓄積という点では、国内の放送事業の担い手であった NHK の果たした役割にも注意を払う必要があるだろう。また、当初の政府による置局方針が地域性を重視した理由についても、論ずべき点は残っているように思われる。これらの諸点は、今後の著者の研究にとって明らかにすべき検討課題であろう。

しかしながら、このような問題点があるとはいえ、本論文に示された実証的な研究成果と、それらを独自の視点から再構成したことは、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を持っていることを明らかにしている。従って審査委員会は、本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるに値するとの結論を得た。